足利市鹿島町字向川原二四三番二地先から同市樺崎町字入東二四一一番まで

前	最大	三一一	
	最小	二二六	
後	最大	三一一	一〇、四八〇
	最小	二二六	

佐野市寺久保町字塩坂一〇五一番から同市出流原町字渥戸二二三九番三地先まで

前	最大	二二七	
	最小	二二六	
後	最大	二一二	四、三四〇
	最小	二二六	

○国土交通省告示第二百七十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
名古屋市緑区大高町字忠治山一一番一八から同市緑区大高町字茨谷山一番五四まで	前 最大	二四一	五五三
	最小	八九	
	後 最大	一九二	
	最小	六一	
大府市共和町別岨九番二六から同市共和町別岨一六四番まで	前 最大	八一	三一二
	最小	七七	
	後 最大	七一	
	最小	六六	

○国土交通省告示第二百八十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　近畿自動車道名古屋亀山線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
名古屋市名東区上社四丁目六八番から同市名東区上社四丁目二三番まで	前 最大	八五	二一一
	最小	四一	
	後 最大	八〇	
	最小	三五	

○国土交通省告示第二百八十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
習志野市谷津三丁目一八九一番五五一	前 最大	四二	三〇三
	最小	二九	
	後 最大	四六	
	最小	三〇	

○国土交通省告示第二百八十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
成田市十余三字稲荷峯一五一番一三四から同市吉岡字来光台一一五三番一まで	前 最大	八五	九二三
	最小	三〇	
	後 最大	二三五	
	最小	三八	

○国土交通省告示第二百八十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北関東自動車道	大田市東今泉五二一番一から佐野市小見町字大関一三三一番三まで	平成二十三年三月十九日

○国土交通省告示第二百八十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道名古屋亀山線	大府市共和町別岨九番二八から名古屋市名東区猪高町大字高針字牧七〇番三まで	平成二十三年三月二十日十五時
〃	名古屋市名東区貴船一丁目三八二番二二から同市名東区上社四丁目六三番まで	〃